

岩手医科大学学内共同研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手医科大学(以下「大学」という。)における大学内の共同研究の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1)「共同研究」とは、特定の研究課題について大学、研究科、学部、学科、講座等にわたる大学内における研究をいう。
- (2)「研究担当者」とは、共同研究の実施に当たり、当該共同研究に直接参加する大学教職員をいう。
- (3)「研究代表者」とは、研究担当者のうち、当該共同研究を統括する者をいう。
- (4)「知的財産権」とは、岩手医科大学職務発明規程(以下「職務発明規程」という。)第2条第1項第4号に規定するものをいう。
- (5)「著作物」とは、岩手医科大学著作権取扱規程(以下「著作権取扱規程」という。)第2条第1項に規定するものをいう。
- (6)「研究成果有体物」とは、岩手医科大学研究成果有体物取扱規程(以下「研究成果有体物取扱規程」という。)第2条第2項に規定するものをいう。

(研究者)

第3条 共同研究の実施を予定する研究担当者は、研究代表者を1名定めることとする。

(申込み)

第4条 共同研究の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる書類を、研究担当者の所属する講座等の責任者(以下「責任者」という。)から、所属する学部長を経て学長に提出するものとする。

- (1)共同研究申込書
- (2)共同研究契約書

(研究期間)

第5条 共同研究の期間は、1研究課題につき原則1年とする。

- 2 継続して研究することが必要な場合には、前条により改めて申込みするものとする。
- 3 1研究課題における継続研究は、4年を限度とする。

(審査委員会)

第6条 共同研究に関する事項を審議するため、審査委員会を置くものとする。

- 2 審査委員会は、学長、医学部長、歯学部長、薬学部長、共通教育センター長、リエゾンセンター長及び学長の指名する者若干名をもって構成するものとする。
- 3 委員長は、学長がこれにあたり、審査委員会を招集して、議長となるものとする。
- 4 委員長は、委員以外の教職員を審査委員会に出席させ、その意見を聴くことができるものとする。
- 5 審査委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。
 - (1) 共同研究課題の募集に関する事項
 - (2) 共同研究課題の計画内容の審査に関する事項
 - (3) 共同研究候補課題の選考に関する事項
 - (4) 継続共同研究課題の選考に関する事項
- 6 委員長は、申込みのあった共同研究について、審査委員会の結果に基づき、その決定を研究代表者に通知するものとする。

(評価委員会)

第7条 共同研究課題に関する評価を行うため、評価委員会を置くものとする。評価委員会の構成、その他については、別に定めるものとする。

(研究費の取扱い)

第8条 採択された研究課題に係る研究費の予算については、学長が取りまとめ理事会の議を経て理事長の承認を得るものとする。

- 2 共同研究に要する研究費は、研究活動に直接必要な経費に充てるものとし、他の予算に流用しないものとする。
- 3 共同研究に要する研究費の執行及び管理等の取扱いについては、大学の経理規程によりこれを処理するものとする。

(研究成果の報告)

第9条 研究代表者は、年度末又は研究期間終了後1ヶ月以内に研究成果(経過)報告書を所属学部長を経て、学長に提出するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第10条 共同研究の結果生じた知的財産権、研究成果有体物及び著作物の取扱いについては、契約の定めのある場合を除き、職務発明規程、研究成果有体物取扱規程、著作権取扱規程及びこの規程の定めるところによるものとする。

(知的財産権の帰属)

第11条 共同研究による発明等に係る知的財産権等は、職務発明規程に規定の定めによるものとする。

(研究成果の公表)

第12条 研究代表者は、研究期間終了後1年以内に、共同研究の成果を研究紀要、研究論集に掲載し、公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により公表できない場合は、以後の公表計画等を学長に提出するものとする。

(事務局)

第13条 本規程に定める事務は、知的財産本部リエゾンセンター事務室、学務部研究助成課で分担して処理するものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、理事長が決定するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成19年7月30日から施行する。
- 2 平成19年4月1日施行の「岩手医科大学共同研究規程」は平成19年7月29日を以て廃止する。
- 3 この規程の施行日より前に、前項の規定により廃止された規程(以下「旧規程」という。)に基づき契約がなされた共同研究の取扱いは、当該共同研究が完了するまで、旧規程を適用するものとする。